

ハイドロバレー計画開発促進調査の概要

1. 調査目的

水力発電は、二酸化炭素（CO₂）を排出しないクリーンな自然エネルギーであり、積極的な開発が求められているが、近年の電力自由化、国民一般の環境意識の高まりや必要性の理解不足等々の問題から、必ずしも円滑に進展していない状況にある。

一方、我が国では、平成9年12月に開催された気候変動枠組条約第3回締約国会費（COP3）の結果（京都議定書：平成17年2月発効）を受け、脱化石燃料化に向けた「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（RPS法）」が平成15年4月に施行された。

脱化石燃料化に当たっては、分散型エネルギーである新エネルギーの導入を促進する必要があるが、これらは、地域特性を十分に考慮して進めることが重要であり、その意味で地方公共団体の果たす役割が大きく、地元主導の積極的な開発推進が求められている。

このような中、水力エネルギーの賦存する地方公共団体においては、新エネルギーと共に自家消費型の水力開発を地域のエネルギー整備計画（地域新エネルギービジョン策定等事業）に盛り込む等、事業化に向けた具体的な計画が推進され始めている。

今後は、エネルギーセキュリティの確保・地球温暖化防止対策等の観点から、全国各地における水力開発が非常に重要となる。しかし、地方公共団体においては、その経験が乏しいため、独自の計画・推進は難しい状況にあることから、地域未開発エネルギーの発掘ならびに地域振興の観点からも、国の施策として地方公共団体による水力開発の支援が急務となっている。

よって、自家消費を基本とした水力発電を対象に、「ハイドロバレー計画開発促進調査」を実施し、水力開発の促進に資するものである。

2. 実施計画

(1) 調査対象

地方公共団体が実施する自家消費を基本とした水力発電所の開発計画

(2) 調査内容

自家消費を基本とする小水力発電所を核に、水力エネルギーを有効利用可能な産業を興し、地域の活性化を図ることを目的とした計画全般を「ハイドロバレー計画」と称している。本調査の具体的な内容は下記のとおりである。

発電計画の調査

地元が選定する水力地点について、発電計画の概略設計を行う。

計画精度は1/5,000程度とし、自家消費による事業化の可否判断が可能なレベルとする。

自家消費の検討

自家消費の検討にあたっては、当該市町村の具体的な施設の計画より、発電による発生電力量と消費電力量および不足時の買電等、電力需給の見通しを明らかにする。なお、発電所からの消費箇所までの送電方法ならびに商用電源との接続方法等についても検討を行う。

事業計画の策定

工事費および自家消費による便益等の算定を行い、事業の概要と経済性を明らかにする。

3. 実施体制

	委託	調査実施
国	民間団体等（未定）	調査地点
	1 一部外注の可能性あり	
	2 平成20年度は新エネルギー財団	